

令和8年 第1回
士幌町議会定例会

説 明 資 料

令和8年2月12日

主要行事経過概要

(令和7年12月5日～令和8年2月11日)

課	年 月 日	行 事 名	附 記
総務課	7. 12. 10	北海道社会貢献賞伝達式(加藤宏一氏)	
	10	入札	
	8. 1. 5	西上地区新年研修会	
	5	士幌町功労者表彰式並びに新年交礼会	
	7	佐倉地区新年会	
	9	士幌南地区新年会・士幌北地区新年会	
	10	上居辺地区新年会・中音更地区新年三世代交流会・下居辺地区公民館新年交礼会	
	13	鹿追町葬	
	14	中士幌地区新年会	
	26	男女共同参画審議会	
	2. 8	第51回衆議院議員総選挙・第27回最高裁判所裁判官国民審査	
地域戦略課	7. 12. 12	第2回士幌町空家等対策協議会	
	17	第2回士幌町地域公共交通活性化協議会	
	18	第2回士幌町行政改革推進委員会	
	8. 1. 19	企業版ふるさと納税感謝状授与式	
	28	企業版ふるさと納税感謝状授与式	
	28	J-クレジット連携協定式	
町民課	7. 12. 19	第2回北十勝2町環境衛生処理組合議会定例会	上 士 幌 町
	8. 1. 5	交通安全祈願祭	
	29	固定資産評価審査委員会	
	2. 5	運転免許証自主返納臨時窓口開設	
保健福祉課	7. 12. 3	巡回型健診厚生連(～5日)	
	9	巡回型健診結核予防会(～11日)	
	11	民生児童委員協議会定例会	
	11	民生委員・児童委員委嘱状交付式	
	15	独居高齢者等安否確認・緊急避難路確保除雪	
	23	要保護児童推進協議会実務者会議	
	8. 1. 7	子ども料理教室	
	9	巡回型健診結果説明会厚生連(～14日)	
	27	巡回型健診結果説明会結核予防会(～29日)	
	30	保健医療福祉総合推進協議会	
	30	100歳敬老祝い記念品贈呈	
	2. 6	民生児童委員協議会・社会福祉協議会合同研修会	
	9	100歳敬老祝い記念品贈呈	

課	年 月 日	行 事 名	附 記
産業振興課	8. 1. 9	令和7年度 永年勤続商工従業員表彰式	
	10	令和7年 十勝家畜商業協同組合士幌支部定期総会	
	19	士幌町馬事振興会定期総会	
	23	しほろ農業塾開講式	
	26	士幌町酪農振興基金運用委員会	
	26	士幌町農地利用集積円滑化事業基金管理協議会	
	26	士幌町農業振興基金運用委員会	
	26	士幌町農業振興人材育成基金運用委員会	
建設課	7. 12. 22	マイホーム建設支援事業補助金交付	1件
	25	マイホーム建設支援事業補助金交付	1件
	8. 1. 19	マイホーム建設支援事業補助金交付	1件
	30	マイホーム建設支援事業補助金交付	1件
	2. 3	マイホーム建設支援事業補助金交付	1件
幼児教育課	7. 12. 10	認定こども園 新園舎備品購入入札	
病院	8. 1. 16	道内三医大表敬訪問	
特養	8. 1. 26	第6回士幌町立特別養護老人ホーム入退所検討委員会	
監査事務局	7. 12. 22	例月出納検査	
	8. 1. 19	例月出納検査	
農業委員会	7. 12. 16	令和7年度市町村農業委員会活動強化研修会	札幌市
	17	令和7年度全道農業者年金研究会	札幌市
	8. 1. 9	第31回農業委員会総会	
	2. 6	第32回農業委員会総会	
	6	士幌町農業者年金協議会第2回加入推進対策会議	
	10	十勝農業委員会連合会 会長・代理・局長研修会	帯広市
教育課	7. 12. 18	校長会	
	19	第2回社会教育委員会議	
	25	冬休み学習サポート塾(～26日)	
	8. 1. 5	第29回新春書初め大会・ロビー展(～19日)	
	11	士幌町はたちの集い	
	17	第41回全十勝スピードスケート士幌大会	
	20	校長会	
	24	第49回士幌町民スケート大会	
	26	第1回教育委員会定例会	

課	年 月 日	行 事 名	附 記
高 等 学 校	7. 12. 9 16 25 8. 2. 10	士幌町議会本会議傍聴(2学年) 士幌高等学校創立75周年記念講演会 冬季休業(～1月16日) 推薦入学者選抜	
消 防 課	7. 12. 27 8. 1. 7 18 21 2. 6 6	消防団歳末警戒激励町長訪問 士幌消防出初式 士幌消防団教育訓練 令和7年度第1回ブロック会議 一部事務組合に係る副市町村長会議 令和7年度消防団上級幹部研修会	音 更 町 帶 広 市 音 更 町

条件付採用期間中の職員の分限に関する条例の要旨	
目的	条件付採用期間（採用から6か月間）中の職員の分限に関しては、地方公務員法第29条の2第2項において「条例で必要な事項を定めることができる」とされているため、当該職員の任用根拠、処遇の在り方などの統一性・透明性を高めるとともに、分限に係る手続・効果について明確化を図り、職員の任用の公正性並びに職務の適正な実施を確保することを目的として、条例を制定するもの。
概要	<p>1 主な制定内容</p> <p>（1）降任、免職及び休職について規定（第2条） 条件付採用期間中の職員には「地方公務員法第28条第1項及び第2項」の規定が適用されないため、当該規定と同様の内容を規定することにより、正規職員の分限処分の基準等と統一性を持たせる。</p> <p>（2）分限の手續及び効果について規定（第3条） 条件付採用期間中の職員に対する分限の手続き等については、正規職員と同様に、既存の「職員の分限についての手續及び効果に関する条例（昭和28年条例第9号）」の規定の例によることとし、手続き等について明確化を図る。</p> <p>2 施行期日 令和8年4月1日</p>

土幌町職員定数条例の一部を改正する条例の要旨	
目的	<p>職員定数に関しては、その範囲内で適切な職員配置をしていくとともに、業務の効率化を図りながら過不足のない人員配置に努める中、令和5年度から開始された定年延長に伴い、今後数年間で職員数が定数に達する、または、超える可能性も否定できない状況にあり、近年の産前産後休暇や育児休業を積極的に取得する機運が醸成されてきた環境も鑑み、「産前産後休暇者及び育児休業者」を条例上の定数外とするため、条例を改正するもの。</p>
概要	<p>1 主な改正内容 第3条に規定する定数外の職員に「産前産後休暇者及び育児休業者」を追加する。</p> <p>2 施行期日 令和8年4月1日</p>

士幌町職員定数条例（昭和34年条例第9号）新旧対照表

改正案	現 行
(定数外の職員) 第3条 次の各号に掲げる職員は前条の定数外とする。 (1) 休職者 (2) 長期の欠勤で6箇月以上職務に従事できない見込の者 (3) 兼務者 (4) 派遣職員 <u>(5) 産前産後休暇者及び育児休業者</u> 2 (略)	(定数外の職員) 第3条 次の各号に掲げる職員は前条の定数外とする。 (1) 休職者 (2) 長期の欠勤で6箇月以上職務に従事できない見込の者 (3) 兼務者 (4) 派遣職員 _____ 2 (略)

士幌町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の要旨	
目的	物価高騰の影響を受け、特に札幌出張において、現行の定額料金では賄えない状況が生じている宿泊について、上限額の見直し及び実費支給方式への変更を行う。また、「交通費」と「宿泊費」を合わせた「包括宿泊費」の新設、旅行役務提供者（旅行代理店）への直接支払いを可能とする改正等、社会情勢の変化に対応するため、条例を改正するもの。
概要	<p>1 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none">①宿泊料（改正後：宿泊費） 都道府県に応じて上限額（宿泊基準額）を定め、実費支給方式へ変更②包括宿泊費の新設 交通費と宿泊費を合わせた、いわゆるパック旅行に関する「包括宿泊費」の新設③移転料（改正後：転居費） 実費支給方式へ変更④食卓料、日額旅費の廃止⑤着後手当（改正後：着後滞在費）及び扶養親族移転料（改正後：家族移転費） 改正後の宿泊費の適用等⑥支度料と旅行雑費の統合（改正後：渡航雑費）⑦旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行役務提供者に対する支払いを可能とする規定の新設⑧旅行者が規定に違反して旅費を受給した場合に、当該旅行者の給与等から控除できる規定の新設⑨その他別表の改正等 <p>2 施行期日 令和8年4月1日</p>

士幌町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（平成7年条例第1号）新旧対照表

改正案	現 行
(用語の意義)	(用語の意義)
第2条 この条例で、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) (略)	第2条 この条例で、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) (略)
<u>(9) 家族 内国旅行にあっては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。</u>	<u>(9) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</u>
(10) (略)	(10) (略)
(11) 旅行役務提供者 国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「政令」という。）第2条第1項で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、町と旅行役務提供契約（旅行業者等が町に対して旅行に係る役務及びカード等（割賦販売法（昭和36年法律第159号）第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。）を旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行業者に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第9項において同じ。）を締結したものをいう。	
2 (略)	2 (略)
(旅費の支給)	(旅費の支給)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 職員又はその遺族が次の各号の <u>いずれか</u> に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1)・(2) (略)	2 職員又はその遺族が次の各号の <u>一</u> に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1)・(2) (略)

改正案	現 行
(3) 職員が死亡した場合において、 <u>当該職員の本邦にある遺族</u> がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族	(3) 職員が死亡した場合において、 <u>当該職員の遺族</u> がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)
3～6 (略)	3～6 (略)
<u>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出をする金額で町長が定めるものを旅費として支給することができる。</u>	<u>7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で町長が定めるものを旅費として支給することができる。</u>
8 (略)	8 (略)
<u>9 第1項、第2項、第4項、第5項及び第7項までに規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u>	
(旅費の種類)	(旅費の種類)
第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。	第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。
2～6 (略)	2～6 (略)
7 宿泊費は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの <u>実費額</u> により支給する。	7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの <u>定額</u> により支給する。
8 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用について、支給する。	8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの <u>定額</u> により支給する。

改正案	現 行
9 <u>転居費は、赴任に伴う転居に要する費用について、支給する。</u>	9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。
10 <u>着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用について、支給する。</u>	10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
11 <u>家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用について、支給する。</u>	11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
12 <u>渡航雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。</u>	12 支度料は、外国への出張について、定額により支給する。
13 (略)	13 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。
(旅費の計算)	14 (略)
第10条 1日の旅行について、 <u>旦当又は車賃</u> (着後滞在費及び <u>家族移転費</u> のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。)について定額を異なる事由が生じた場合には、額の多い方の定額による <u>旦当又は車賃</u> を支給する。	15 内国旅行のうち第23条に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。
(旅費の請求手続)	(旅費の計算)
第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃 (<u>家族移転費</u> のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。) を区別して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。	第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃 (<u>扶養親族移転料</u> のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。) を区別して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。
(旅費の請求手続)	(旅費の請求手続)
第12条 旅費 (概算払に係る旅費を含む。) の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、請求書	第12条 旅費 (概算払に係る旅費を含む。) の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払を

改正案	現 行
<p><u>(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第6項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。</u></p>	<p><u>する者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。</u></p>
2～4 (略)	
<p>5 <u>支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は第3項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならぬ。</u></p>	
<p>6 <u>第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって町長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。</u></p>	
<p>7 <u>前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を出したものとみなす。</u></p>	
(宿泊費)	(宿泊料)

改正案	現 行
<p><u>第18条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に定める旅行先の区分に応じ、同表の職務の級が10級以下の者の欄に定める額（以下「宿泊基準額」という。）を上限とした実費額とする。</u></p>	<p><u>第18条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。</u></p> <p><u>2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。</u></p>
<p><u>2 宿泊費は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。</u></p> <p><u>3 土幌町内における宿泊費は、第1項の規定にかかわらず、1夜あたり13,000円を上限とした実費額とする。</u></p> <p><u>（包括宿泊費）</u></p>	
<p><u>第19条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第13条から第16条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊基準額の合計額以内とする。</u></p> <p><u>（転居費）</u></p>	<p><u>（食卓料）</u></p> <p><u>第19条 食卓料の額は、別表第1の定額による。</u></p> <p><u>2 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。</u></p>
<p><u>第20条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第22条第1項第1号又は同項第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定した額とする。</u></p> <p><u>(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法</u></p> <p><u>(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法</u></p> <p><u>(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運</u></p>	<p><u>第20条 移転料の額は、次の各号に掲げる額による。</u></p> <p><u>(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路 程に応じた別表第1の定額による額</u></p> <p><u>(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1 に相当する額</u></p> <p><u>(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以 内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親 族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給 することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）</u></p> <p><u>2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額 が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族 を移転した際ににおける移転料の定額を基礎として計算する。</u></p>

改正案	現 行
<p><u>送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。</u></p> <p><u>2 前項の算定に当たっては、条例等の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の町費による支給が適当でない費用として町長が定めるものを除くものとする。</u></p> <p><u>3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。</u></p> <p><u>(着後滞在費)</u></p> <p><u>第21条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は5日分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び転居した地の存する地域の区分に応じた別表第1の日当の合計額に相当する額とする。</u></p> <p><u>(家族移転費)</u></p> <p><u>第22条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</u></p> <p><u>(1) 赴任の際、家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合は、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、日当及び着後滞在費の合計額に相当する額</u></p> <p><u>(2) 前号に規定する場合には該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額</u></p> <p><u>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。</u></p>	<p><u>3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。</u></p> <p><u>(着後手当)</u></p> <p><u>第21条 着後手当の額は、赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた別表第1の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。</u></p> <p><u>(扶養親族移転料)</u></p> <p><u>第22条 扶養親族移転料の額は、次の各号に掲げる額による。</u></p> <p><u>(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際ににおける年齢に従い、次に掲げる額の合計額</u></p> <p><u>イ 12歳以上の者については、その移転の際ににおける職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額</u></p> <p><u>ロ 12歳未満6歳以上の者については、イに規定する額の2分の1に相当する額</u></p> <p><u>ハ 6歳未満の者については、その移転の際ににおける職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際にお</u></p>

改正案	現 行
<p>(退職者等の旅費)</p> <p>第23条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、<u>退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて次の各号に掲げる旅費とする。</u></p> <p>(1) 第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費</p> <p>イ 員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前職務相当として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費</p> <p>ロ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前職務相当として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費</p>	<p><u>ける職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</u></p> <p>(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第20条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。</p> <p>(3) 第1号イからハまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(日額旅費)</p> <p>第23条 日額旅費は、宿泊を伴う研修、講習又は訓練を受ける用務のための旅行について定額をもって支給するものとし、その支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は町長が定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ第6条第1項に掲げる旅費についてこの条例で定める基準を超えることができない。</p>

改正案	現 行
<p>(2) 第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、退職等となる前職務相当として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅</p> <p>2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</p> <p>3 町長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</p> <p>(遺族の旅費)</p> <p>第24条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて次の各号に規定する旅費とする。</p> <p>(1) 職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費</p> <p>イ 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費</p> <p>ロ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費</p> <p>(2) 第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（日当、宿泊費及び包括宿泊費を除く。）</p> <p>(3) 第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費</p>	<p>(退職者等の旅費)</p> <p>第24条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げる旅費とする。</p> <p>(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に掲げる旅費</p> <p>イ 退職等となった日（以下「退職の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費</p> <p>ロ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費</p> <p>(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費</p>

改正案	現 行
<p><u>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第10号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u></p>	
<p>(本邦通過の場合の旅費)</p>	<p><u>(遺族の旅費)</u></p> <p><u>第25条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</u></p> <p>(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費</p> <p>(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費</p>
<p><u>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第10号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u></p>	<p><u>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第10号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u></p>
<p><u>3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第22条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃、及び食卓料とする。この場合において同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第22条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃、及び食卓料とする。この場合において同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(鉄道賃)</p>	<p>(本邦通過の場合の旅費)</p>
<p><u>第26条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日から日当_____又は本邦に到着した日までの日当_____については、本章に規定するところによる。</u></p>	<p><u>第26条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日から日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。</u></p>
<p>(船賃)</p>	<p>(鉄道賃)</p>
<p><u>第27条 (略)</u></p>	<p><u>第27条 (略)</u></p>

改正案	現 行
<p><u>第27条</u> (略) (航空賃及び車賃)</p> <p><u>第28条</u> (略) <u>(日当及び宿泊費)</u></p>	<p><u>第28条</u> (略) (航空賃及び車賃)</p> <p><u>第29条</u> (略) <u>(日当、宿泊料及び食卓料)</u></p>
<p><u>第29条</u> 日当_____の額は、旅行先の区分に応じ別表第2の定額による。</p> <p><u>2 第18条及び第19条の規定は、外国旅行における宿泊費及び包括宿泊費について準用する。この場合において、第19条中「第13条から第16条まで」とあるのは、「第25条から第28条まで」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>第30条</u> 日当<u>及び宿泊料</u>の額は、旅行先の区分に応じ別表第2の定額による。</p> <p><u>2 第27条第4号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。</u></p>
<p><u>(渡航雑費)</u></p> <p><u>第30条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして次に掲げる費用とする。</u></p> <p><u>(1) 保険料</u></p> <p><u>(2) 医薬品の購入に係る費用</u></p>	<p><u>第31条 支度料の額は、旅行期間に応じた別表第2の定額による。</u></p> <p><u>2 外国に出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その出張を命ぜられた日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。</u></p> <p><u>(旅行雑費)</u></p> <p><u>第32条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料、及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。</u></p>

改正案	現 行
<p>(3) <u>携行品の購入に係る費用</u> (4) <u>健康診断その他の医療機関での受診に係る費用</u> (5) <u>本項本文に規定する費用に類する又は付随する費用</u> (6) <u>前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして旅行命令権者が認める費用</u> (死亡手当)</p>	
<p><u>第31条</u> (略) 2 <u>第24条第2項</u>の規定は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合において前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。 (旅費の調整)</p>	<p>(死亡手当) <u>第33条</u> (略) 2 <u>第25条第2項</u>の規定は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合において前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。 (旅費の調整)</p>
<p><u>第32条</u> 任命権者は、<u>旅行者が町以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情</u>により又は<u>旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p>	<p><u>第34条</u> 任命権者は、<u>旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p>
<p>2 (略) (旅費の特例)</p>	<p>2 (略) (旅費の特例)</p>
<p><u>第33条</u> (略) <u>(旅費の返納)</u></p>	<p><u>第35条</u> (略)</p>
<p><u>第34条</u> 町長は、<u>旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合は、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</u> 2 <u>旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受</u></p>	

改正案	現 行																																										
<p>けた場合には、町長は、前項に規定する返納に代えて、町長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第35条</u> (略)</p> <p><u>別表第1</u> <u>内国旅行の旅費</u></p> <p><u>1 日当及び車賃</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>区分</th><th>額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日当 (1日につき)</td><td>甲地方</td><td>2,200円</td></tr> <tr> <td></td><td>乙地方</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>車賃 (1日につき)</td><td>甲地方</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td></td><td>乙地方</td><td>1,200円</td></tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <p>1 甲地方とは、東京都（特別区及び市に限る。）及び政令指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）に定める指定都市をいう。）をいい、乙地方とは、甲地方及び町内を除く地域をいう。</p> <p>2 医師が医療業務（保健業務、往診業務等を除く。以下同じ。）に従事するため本町に旅行する場合の日当は、本表によらず1日につき3,000円とする。</p> <p>3 乙地方の日当の適用については、十勝総合振興局管外の場合とする。</p> <p>4 乙地方の車賃の適用については、十勝総合振興局管外の市の場合とする。</p>	種類	区分	額	日当 (1日につき)	甲地方	2,200円		乙地方	2,000円	車賃 (1日につき)	甲地方	2,000円		乙地方	1,200円	<p>(委任)</p> <p><u>第36条</u> (略)</p> <p><u>別表第1</u> <u>内国旅行の旅費</u></p> <p><u>1 日当、車賃、宿泊料及び食卓料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>区分</th><th>額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日当 (1日につき)</td><td>甲地方</td><td>2,200円</td></tr> <tr> <td></td><td>乙地方</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>車賃 (1日につき)</td><td>甲地方</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td></td><td>乙地方</td><td>1,200円</td></tr> <tr> <td>宿泊料 (1夜につき)</td><td>甲地方</td><td>11,000円</td></tr> <tr> <td></td><td>乙地方</td><td>10,000円</td></tr> <tr> <td></td><td>丙地方</td><td>8,190円</td></tr> <tr> <td>食卓料（1夜につき）</td><td></td><td>1,600円</td></tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <p>1 甲地方とは、東京都（特別区及び市に限る。）及び政令指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）に定める指定都市をいう。）をいい、乙地方とは、甲地方及び町内を除く地域をいい、丙地方とは、本町を地域をいう。</p> <p>2 医師が医療業務（保健業務、往診業務等を除く。以下同じ。）に従事する</p>	種類	区分	額	日当 (1日につき)	甲地方	2,200円		乙地方	2,000円	車賃 (1日につき)	甲地方	2,000円		乙地方	1,200円	宿泊料 (1夜につき)	甲地方	11,000円		乙地方	10,000円		丙地方	8,190円	食卓料（1夜につき）		1,600円
種類	区分	額																																									
日当 (1日につき)	甲地方	2,200円																																									
	乙地方	2,000円																																									
車賃 (1日につき)	甲地方	2,000円																																									
	乙地方	1,200円																																									
種類	区分	額																																									
日当 (1日につき)	甲地方	2,200円																																									
	乙地方	2,000円																																									
車賃 (1日につき)	甲地方	2,000円																																									
	乙地方	1,200円																																									
宿泊料 (1夜につき)	甲地方	11,000円																																									
	乙地方	10,000円																																									
	丙地方	8,190円																																									
食卓料（1夜につき）		1,600円																																									

改正案	現 行																														
	<p><u>ため丙地方に旅行する場合の日当は、本表によらず1日につき3,000円とする。</u></p> <p><u>3 乙地方の日当の適用については、十勝総合振興局管外の場合とする。</u></p> <p><u>4 乙地方の車賃の適用については、十勝総合振興局管外の市の場合とする。</u></p> <p><u>5 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。</u></p> <p><u>6 丙地方の宿泊料の適用については、町長が定める施設に宿泊した場合とし、この施設以外に宿泊した場合は定額の2分の1に相当する額とする。</u></p> <p><u>2 移転料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道50キロメートル未満</td><td>107,000円</td></tr> <tr> <td>鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満</td><td>123,000円</td></tr> <tr> <td>鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満</td><td>152,000円</td></tr> <tr> <td>鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満</td><td>187,000円</td></tr> <tr> <td>鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満</td><td>248,000円</td></tr> <tr> <td>鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満</td><td>261,000円</td></tr> <tr> <td>鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満</td><td>279,000円</td></tr> <tr> <td>鉄道2,000キロメートル以上</td><td>324,000円</td></tr> </tbody> </table> <p><u>備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。</u></p> <p><u>別表第2</u></p> <p><u>外国旅行の旅費</u></p> <p><u>1 日当</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>区分</th><th>額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日当</td><td>指定都市</td><td>6,200円</td></tr> </tbody> </table> <p><u>別表第2</u></p> <p><u>外国旅行の旅費</u></p> <p><u>1 日当、宿泊料及び食卓料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>区分</th><th>額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日当</td><td>指定都市</td><td>6,200円</td></tr> </tbody> </table>	区分	額	鉄道50キロメートル未満	107,000円	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	123,000円	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	152,000円	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	187,000円	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	248,000円	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	261,000円	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	279,000円	鉄道2,000キロメートル以上	324,000円	種類	区分	額	日当	指定都市	6,200円	種類	区分	額	日当	指定都市	6,200円
区分	額																														
鉄道50キロメートル未満	107,000円																														
鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	123,000円																														
鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	152,000円																														
鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	187,000円																														
鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	248,000円																														
鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	261,000円																														
鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	279,000円																														
鉄道2,000キロメートル以上	324,000円																														
種類	区分	額																													
日当	指定都市	6,200円																													
種類	区分	額																													
日当	指定都市	6,200円																													

改正案			現 行			
<u>(1日につき)</u>	<u>甲地方</u>	<u>5,200円</u>	<u>(1日につき)</u>	<u>甲地方</u>	<u>5,200円</u>	
	<u>乙地方</u>	<u>4,200円</u>		<u>乙地方</u>	<u>4,200円</u>	
	<u>丙地方</u>	<u>3,800円</u>		<u>丙地方</u>	<u>3,800円</u>	
備考			宿泊料			
1 指定都市、甲地方及び丙地方とは、町長が定める地域をいい、乙地方とは、 指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域をいう。			<u>指定都市</u>	<u>19,300円</u>		
2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅 行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。				<u>甲地方</u>	<u>16,100円</u>	
				<u>乙地方</u>	<u>12,900円</u>	
				<u>丙地方</u>	<u>11,600円</u>	
食卓料（1夜につき）			<u>食卓料（1夜につき）</u>		<u>5,800円</u>	
備考			2 支度料			
1 指定都市、甲地方及び丙地方とは、町長が定める地域をいい、乙地方とは、 指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域をいう。			<u>旅行期間 1月未満</u>	<u>旅行期間 1月以上3月末</u>	<u>旅行期間 3月以上</u>	
2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅 行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。				<u>満</u>		
				<u>66,030円</u>	<u>80,180円</u>	
					<u>94,330円</u>	

土幌町学校部活動地域展開準備会設置条例の一部を改正する条例の要旨	
目的	本町の学校部活動地域展開の状況及び国における「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議（スポーツ庁）」提言等を踏まえ、準備会の設置期間を改めるため、条例の一部を改正しようとするものである。
概要	<p>1 主な改正内容</p> <p>①部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議（スポーツ庁）の提言等を踏まえることを追加</p> <p>②準備会の設置期間を令和11年3月31日まで延長</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日</p>

土幌町学校部活動地域展開準備会設置条例（令和7年条例第8号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 この条例は、国における「運動部活動の地域移行に関する検討会議（スポーツ庁）」、「文化部活動の地域移行に関する検討会議（文化庁）」及び「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議（スポーツ庁）」の提言等を踏まえ、本町の子どもたちが将来にわたってスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する観点から、学校における部活動（以下「部活動」という。）の段階的な地域展開に向けた課題に取り組むため、士幌町学校部活動地域展開準備会（以下「準備会」という。）を設置する。</p>	<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 この条例は、国における「運動部活動の地域移行に関する検討会議（スポーツ庁）」及び「文化部活動の地域移行に関する検討会議（文化庁）」 _____の提言等を踏まえ、本町の子どもたちが将来にわたってスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する観点から、学校における部活動（以下「部活動」という。）の段階的な地域展開に向けた課題に取り組むため、士幌町学校部活動地域展開準備会（以下「準備会」という。）を設置する。</p>
<p>(設置期間)</p> <p>第2条 準備会の設置期間は、<u>令和11年3月31日</u>までとする。</p>	<p>(設置期間)</p> <p>第2条 準備会の設置期間は、<u>令和8年3月31日</u>までとする。</p>

士幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正する条例の要旨	
目的	こども発達相談センターは、現施設を移転新築し、令和8年4月1日から新施設での運営を開始する。これに伴い、こども発達相談センターの位置を新施設所在地に変更するため、条例の一部改正を行うものである。
概要	<p>1 主な改正内容 位置の変更 現行：士幌町字士幌西1線172番地 改正：士幌町字士幌幹線167番地11</p> <p>2 施行期日 令和8年4月1日</p>

士幌町こども発達相談センター設置条例（平成27年条例第40号）新旧対照表

改正案	現 行
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 士幌町こども発達相談センター <u>(2) 位置 士幌町字士幌幹線167番地11</u>	(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 士幌町こども発達相談センター <u>(2) 位置 士幌町字士幌西1線172番地</u>

士幌町立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の要旨

目的	<p>こども園は、現園舎を移転新築し、令和8年4月1日から新園舎での運営を開始する。これに伴い、園の位置を新園舎所在地に変更するとともに、保育需要に応じた定員に変更するため、条例の一部改正を行うもの。</p>
概要	<p>1 主な改正内容</p> <p>(1) 位置の変更 現行：士幌町字士幌西1線172番地 改正：士幌町字士幌幹線167番地25</p> <p>(2) 定員の変更 現行：160人 改正：220人</p> <p>2 施行期日 令和8年4月1日</p>

土幌町立幼保連携型認定こども園条例（平成27年条例第2号）新旧対照表

改正案	現 行
(名称、位置及び定員) 第2条 幼保連携型認定こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 位置 <u>土幌町字土幌幹線167番地25</u> (3) 定員 <u>220人</u>	(名称、位置及び定員) 第2条 幼保連携型認定こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 位置 <u>土幌町字土幌西1線172番地</u> (3) 定員 <u>160人</u>

士幌町国民健康保険病院事業会計決算見込の状況

1. 決算見込患者数

(単位：人)

区分	6年度 (A)	7年度 (B)	前年度対比		
			増減 (B-A)	比率 (B/A)	
年間取扱 延患者数	入院	11,680	12,078	398	103.4%
	外来	15,324	16,415	1,091	107.1%

2. 決算見込額

(単位：千円)

区分	6年度 (A)	7年度 (B)	前年度対比	
			増減 (B-A)	主な増減事由
病院事業収益	408,887	428,693	19,806	
医業収益	384,946	405,565	20,619	
うち				
入院収益	195,685	219,030	23,345	
外来収益	143,942	150,490	6,548	
その他	45,319	36,045	△ 9,274	公衆衛生活動収益の減
医業外収益	23,941	23,128	△ 813	
病院事業費用	901,539	960,974	59,435	
医業費用	868,482	930,019	61,537	
うち				
給与費	551,385	601,039	49,654	医師の増、給与改定に伴う増
材料費	70,381	73,407	3,026	
経費	151,696	158,286	6,590	委託料の増
その他	95,020	97,287	2,267	
医業外費用	33,057	30,955	△ 2,102	支払消費税額の減
特別損失	0	0	0	
予備費	0	0	0	
収支不足額	△ 492,652	△ 532,281	39,629	
他会計負担金	420,000	460,000	40,000	
当年度純損失額	△ 72,652	△ 72,281	△ 371	